

平成30年度第2回芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 会議録

日 時	平成31年1月29日(火) 午後1時30分～3時30分						
会 場	芦屋市役所 東館3階大会議室						
出席者	委員長 藤井 博志 委 員 安住 吉弘 上住 和也 仁科 睦美 半田 孝代 加納 多恵子 脇 朋美 和田 周郎 柴沼 元 木村 嘉孝 多田 洋子 瀬尾 多嘉子 原 秀敏 旭 茂雄 玉木 由美子 岡田 龍一 仲西 博子 安達 昌宏 欠席委員 北田 恵三 事務局 福祉部高齢介護課 篠原 隆志 山本 直樹 井村 元泰 松本 匡史 芝田 勇生 田中 裕志 子守 紫野 関係課 福祉部地域福祉課 小川 智瑞子 吉川 里香 山川 尚佳 福祉部監査指導課 岡田 きよみ						
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開						
傍聴者数	0人						

1 議事

- (1) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(平成30年度上半期)の評価について
- (2) その他

2 資料

- ・芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会設置要綱
- ・【資料1】平成30年度 第2回芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会議事次第
- ・【資料2】第8次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成30年度上半期)
- ・【資料3】事業実施状況について(平成30年度上半期)

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告,説明し,委員に意見聴取する。

4 開会

(事務局 篠原)
事務局紹介

5 議事

- (1) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(平成30年度上半期)の評価につ

いて

(事務局 篠原)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21計画達成状況について(平成30年度上半期)」及び評価シートの見方について説明

(藤井委員長)

今の説明でこの評価シートの見方がおわかりいただけましたでしょうか。

それでは、今期の計画で特に【新規】や【充実】となっている項目、また、上半期に特に取り組めた施策や、逆に取り組めてない施策をピックアップして、簡潔に事務局からご説明いただきたいと思います。基本目標ごとに四つの目標がありますので、一つひとつの目標ごとにご審議をいただきたいと思っております。それでは、基本目標1からご説明いただけますでしょうか。

(事務局 芝田)

基本目標1「高齢者を地域で支える環境づくり」について説明

(藤井委員長)

事務局から要点の概要について説明いただきました。基本目標1について、ご質問、ご意見お願いいたします。

(原委員)

認知症サポーター養成講座は良い事業と着目していますが、先ほど小・中学校への養成研修を実施したと説明がありました。内容や何人の参加があったか、詳細がわかれば教えていただきたいと思います。

(事務局 芝田)

4月から9月末までに11回講座を開催しております。この中で、小・中学校での開催は、9月27日に浜風小学校の4年生2クラスの22人と19人を対象に研修しました。また、岩園小学校での開催は6人の参加、サマーチャレンジとして市内中学生向けの開催では、26人の参加がありました。

(藤井委員長)

この関連で、子ども達がこの学習を通じた認識の変化があったのかと、一般の人にも拡充していることから活躍の場を想定した養成をしているのかの2点お聞かせください。

(事務局 山川)

子どもの認識の変化につきましては、感想をお聞きしますと、自分のおじいちゃん、おばあちゃんだけでなく、知らない近所の方にもそういった方がいらっしゃるということがわかって、例えばバスを降りるときにお声を掛けたり、信号を待っていらっしゃる方が困っていることがあれば何か声を掛けようと思ったということで、いたわる気持ちや何かお手伝いできることがあればやりたいという気持ちを持たれています。

それから、認知症サポーターの活躍の場ですけれども、今のところ、具体的に登録して、どこかに派遣するといったような仕組みはできておりません。今後の検討課題と思っております。

(藤井委員長)

それに関連してもいいですし、ほかのところでのご質問はありますか。

(原委員)

確認も含めてなんですけど、この事業はまだ始まったばかりですので、これからどんどん広げていかれるのだろうと思うのですが、そういう理解でいいですか。

(事務局 山川)

サポーターについては、どんどん広げていきまして、認知症の方への理解を広げていきたいと思っております。

(原委員)

さきほどご説明があったように、これは、認知症サポーター養成講座という厚生労働省のメニューになります。ですから、厚生労働省が縦割りで認知症という名前をつけていますが、さきほど山川さんのご説明であったように、子どもは必ずしも認知症に限定してないわけです。むしろ、一般ボランティアと捉えています。ですから、正に1万人を超えて受講されていますので、この方々を認知症に限定せずに、一般ボランティアとして養成ができれば、行政の強力なサポーターになってくれると思うわけです。前もそんなことを申し上げたことがあります。評価の観点からは超えているかもしれませんが、そういう意識でご検討いただけたら、私としては非常にありがたいです。大事な事業ですから、あえて申し上げます。

(藤井委員長)

ただ、認知症サポーター養成講座は一般ボランティア養成ですか。やはり認知症理解ということが目的でしょうか。

(事務局 山川)

認知症の正しい理解を持っていただいて、その周りの方への気づきという気持ちを持っていただくということで、90分の講座でサポーターの認定ということになりますので、一般のボランティアとして求められるものが足りているかと言われれば、その心構えということまでは講座には入っておりません。

(藤井委員長)

第一の目的は認知症の理解ということですね。

(事務局 山川)

市の事業であるひとり一役活動ですとか、簡単なボランティアにどんどん参加していただきたいとは思っております。

(藤井委員長)

ほかに何かございますか。

(玉木委員)

認知症サポーター養成講座については、あじさいの会が講師となって、事務局の社会福祉協議会とさせていただくことがあります。あじさいの会では、認知症について認識を深めていただき、広く知っていただくことを目的にしています。サポーター養成研修を受けたから、役目ができるとか、具体的な活躍の場が用意してあるものではなく、認知症を広く浅く知ってもらおうと言うものです。認知症かなと思う人を見かけたら、後ろからではなく、前から少しずつ近づいて怖がらずに優しく声を掛けてください等の初歩の内容をお話ししています。

あじさいの会は90分しか時間はありませんが、受講した若い人から役に立ったと言うお声もいただいております。一番の実感は、スーパーのレジの人の対応が上手になったことです。

(藤井委員長)

特に一般商店も、そういう従業員の理解というのは、すごく大切ですね。

(岡田委員)

認知症サポーター養成講座ですが、自治会としても取り組みました。全ての自治会で実施されたのかまでは把握していませんが、近隣の自治会は実施していました。近隣の自治会と話し合いの中で、認知症サポーター養成講座の受講について、自治会でも相当活動したのですが、この計画書からは自治会の活動内容につ

いてわからないため、可能であれば記載をお願いしたいと思います。

(藤井委員長)

ご要望ということで、ありがとうございます。

ほか、ちょっとここから離れて、まだ連携とか、多岐にわたりますので、ほかのご質問をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(和田委員)

1 ページに記載している共生型サービスの周知について、事業所の参入見込みがなく、周知に至らなかったとあるが、今後の参入の見込みはありますか。また、参入について市として促すことはしますか。障がい者の困っていることについて事業所へ届いていますか。これらについて、今後どのように進めていくのかをお聞かせ下さい。

(事務局 松本)

市内の介護事業者から、共生型サービスについての参入希望をお聞きしていないというのが現状です。高齢者やケアマネジャーからも、共生型サービスについて、やってほしいというような声をお聞きすることも現状ではございません。

しかし、障がいのサービスを利用されている方が65歳を迎えられましても、継続的に同じ事業所でサービスを利用されたいという意向は一定数ございます。芦屋市内であれば、既に障がいと介護の両方の指定を受けていらっしゃる、一つの事業所で障がいのサービスも提供できるし、介護のサービスも提供できる事業所が複数ございますので、そういった事業者を利用されている方もおられます。

今まで介護保険の指定を受けていない障がいサービスの事業所が基準を緩和した共生型サービスの指定を受けることにつきましては、障害福祉課の方でも、事業者アンケート等をしてはいますけれども、やはり介護保険サービスにも通じますが、人材不足が大きく、介護保険サービスの基準が緩和されても、人員を含め体制を整えるのが難しいということが、アンケートの結果からわかると障害福祉課からは聞いております。人材の確保にお金も時間もかかる中で、共生型サービスまで手を伸ばすことが難しいということが、事業者から聞いている現状です。

(藤井委員長)

これらの共生型サービスというのは、ケアの質はどうなんですか。国の施策としては、区分型の資源がない中で合体型というのはわかるのですが、少し職員の養成からケアの質等々がどう評価されていて、芦屋ではそれをどういう方向でつくっていくのか。あるいは、少しそういうことの様子待ちもしながらやるのか、結構このサービスに関しては、国が言うからやるという話でもないような気がするのですが、その点はいかがですか。

(事務局 松本)

委員長がおっしゃいましたとおり、芦屋市内でどういったニーズがあるかというところだと思います。よく耳にする富山型といった、障がいのあるお子さんと高齢者が一緒になってという事業展開等を今すぐ望んでいるかということ、そうではないと考えております。市の方でも、地域密着型のサービスということで、利用定員の少ないデイサービスにつきましては、条例を改正しまして、共生型のサービスとして、障害福祉サービス事業者を地域密着型の共生型サービスとして指定できるように改正をさせていただくのですが、その条例改正の内容等について、地域密着型サービスの運営委員会等にご報告する中でも、市民の代表の方や市内事業者を含む委員の方々からも、ニーズ等をお聞きできたらと考えております。現段階では、国の基準省令に沿う形の整備であり、阪神間を見ましても、いずれの自治体も独自の方向性を示すまでには至っていないのが現状です。

(藤井委員長)

地域共生ケアのケアというのは、個別支援サービスのかかわりのケアなので、この合体型の共生型サービスとは質が全然違うので、同じように扱うことを想定するのは、率直に言ってやはり間違いだと思います。だから、選択の幅を広げるのはいいけれども、その質というものがどういうものなのか、見極めた上での普及ということの一つ考えないと、おそらく事業者も参入して来ない。その質の養成までを含めると、なかなかハードルも高いということもありますので、これを普及する上では少々研究が必要ですね。

(協委員)

先ほどの共生型サービスのところにもかかわってくるのですが、その下のところに、65歳未満の障がい者が65歳になったときに円滑な引き継ぎ方とあるんですけれども、そもそも今、障がいを持たれた方が65歳になったときに介護保険の申請をして、それが非該当になれば、そのまま障がいサービスが利用できるんです。しかしながら、介護認定がおりた場合は、介護保険の方に移行するというのが原則で、これは地域支援協議会の方でも65歳問題ということで非常に問題になっています。ここには円滑な引き継ぎ方とあるんですが、そもそも65歳になられたときに、ご本人が障がいサービスを使った方がいいのか、介護保険サービスを使った方がいいのか、そういった目線で引き継ぐということが前提ではなく、そのもう一つ前の段階で何が大事なのか、ということを考えるということを検討していただければと思います。

先ほどの共生型サービスの参入がないということもありますし、サービスが少ないということもあるので、そういう実態も含めて、65歳になられたときの対応を引き継ぐことが前提ではなく、その前で何が大事か、何が必要かということ考えた検討をということを理想として臨んでいますので、その辺りをよろしくお願いします。

(藤井委員長)

これは、国がそういう形を取ろうとしているところで、障がい分野ではかなり抵抗感を持たれているということで、市の方の先ほどの円滑という考え方についてご質問されていますので、その考え方をお願いします。

(事務局 松本)

障がいの各団体の代表の方と我々で、平成28年頃から具体的に65歳を迎える障がいがある方のサービスの利用継続に焦点を当てて話し合いを進めてまいりました。やはり委員長のおっしゃるとおり、芦屋市の方でも障がいのサービス利用を計画する相談員と、介護のサービス利用を計画する介護支援専門員等でお話しをされると、どうしても両者のサービスの内容であったり、どういった課題の解決に向くのかということについてのお互いの理解が不足しているということで、画一的に、もう障がいの方が65歳を迎えたら介護のサービスを使うしか仕方がないんだ、というような説明になってしまっているとお聞きしています。やはり障がいのサービスを利用されている方についても、しょうがないからといきなり介護のサービスにつながれても、という不安があります。介護のサービスがどうなっているのかあまりわからない状態で、65歳になる2カ月前になれば突然介護認定の申請をさせられて、認定が出て介護サービスを利用される中で、大きな不安を抱えていらっしゃるのご意見も頂きました。

その中で、当初28年度は障がいの委員が中心だったのですが、29年度からは介護部門の介護支援専門員たちにも、介護サービスで受け入れる側には実際にどういった不安があるかというようなことをお聞きして、やはり受け入れ

る介護側も多様な不安があるということで、障がい・介護が一緒になって、どういったところをお互い理解していけば、利用者のためになる引き継ぎができるかということを考え、連携シートの作成に至りました。

その連携シートですが、30年度実際に使ってみると、利用者個人についての情報は共有しやすくなったものの、障がいの視点と介護の視点とは違うので、お互い必要な視点を書き合うことによって、利用者個人についての認識をしやすくなるということです。しかしながら、まだまだ相互のサービスについての理解が不足しているということで、高齢者生活支援センター等と一緒に勉強会をしていこうという検討に至っております。

(藤井委員長)

ご質問をされたのは、サービスの枠組みがやはり違うということと、障がい相談支援の本人への支援観と高齢者の介護保険のケアマネジャーの支援観が、かなりずれがあると思います。そこのところは本人支援にちゃんと引き継がれるか、というところが全国各地で問題になっていて、この連携シートでご努力いただいていますけれども、この支援そのものが、まさに権利擁護の質になってくるので、ここはかなりより努力をしていただきたいところだなと思います。

(木村委員)

常々問題にしているのは、先ほどから話題になっている65歳問題なのですが、この件でお願いをしておきたいと思います。一番はじめに障がい者が関わるのは、相談支援員なんです。相談支援員の方と、将来どうしていこうか、という話をすると、過去にそこで、65歳になったらもう介護保険に移行しないといけないのだという説明をされて、それで、法律でそうなっているのならばないかなと言っていて、施設を探し始めた方が実はおられたんです。これはご本人の意思を尊重しながら、併給ができるんですね。介護保険と障がいサービスとの併給というので、言い方が悪いんですが、この部分は障がいサービスをそのまま残してほしいと、この部分は高齢者の方で見てほしいという、この併給というものができるということを相談員の方によく説明していかないと、いきなり言われたら、法律でそうなっているんだっただろうかと言っていて諦めてしまうケースが非常に多いと思うので、制度がせつかくあって、併給もできるといっているということ、はっきりとご本人にわかるようにしていただけたら非常にありがたいと思います。

(藤井委員長)

ご意見と、さきほども本人にどう知らせながら、サービスを利用していくかという支援のあり方について、何かコメントはございますか。

(事務局 松本)

委員のおっしゃるとおり、本来であれば、先ほど委員長もおっしゃったように、本人を見て、介護の特性のサービス、障がいの特性のサービス、どちらがどう課題を解決できるかということでサービス提供をするべきです。しかし、障がいと介護の相談員や介護支援専門員がお互いの制度理解が不十分な中では、特性等を見無視して、65歳を迎えれば介護認定を受けてそのまま介護サービスを利用するというようなサービスありきの移行になりがちです。本人の特性ありきというところに目を向けていきたいと、委員会でお話を聞いておりましたが、障がいの相談員も介護の介護支援専門員も、その思いは同じだということは確認しておりますので、貴重なご意見をいただきましたので、当該会議にも反映させられればと思っております。

(木村委員)

障がい者にとって、環境が変わるということは非常に大きな問題なので、その辺りを理解いただけただけならありがたいと思います。

(上住委員)

1 ページのCの共生型サービスの件ですが、進捗状況のところの1に、障がい福祉サービスの更新や介護認定申請時にそういう支援者会議をして、個別のケースの連携を行うような情報共有をするとありました。例えば、障害福祉サービスと介護認定の介護サービスのケアマネジャーとのすり合わせた共有情報というのが、介護認定申請のときの調査票に挙がっていれば、少し介護認定審査会の際の状況が変わると思うのですが、こういうところが今の認定調査票にはないと思います。もしそういうものがあれば、調査票のどこかにつけていただけたらありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(藤井委員長)

すぐにする、しないは答えにくいと思いますので、ご意見として承ってよろしいですか。

私の方から、先ほどの認知症初期集中支援チームについて、新しく始まった事業で【充実】と書かれていて、こちらの件数は、9月末時点で実績1件ということですが、これを実施する上での何か困難性等ございますでしょうか。

(事務局 山川)

1件という数字に関しては、少ないと感じております。29年度の実績では5件ということで、これが多いかどうかということもあるのですが、もう少し利用していただきたいと思っております。

こちらは、高齢者生活支援センターで相談を受けられた際に、初期集中支援チームを使うかどうかスクリーニングをしていただいておりますが、そのスクリーニングの状況では、特に認知症初期集中支援チームを使うには該当しないという判断で、このような件数になっております。

今、そのスクリーニングには把握のチェック表なりを使ってやっているのですが、なぜそういったスクリーニングになるのかというところを立ち返って分析しているところです。

(藤井委員長)

私がお聞きしたいのは、認知症の初期のところ、ご家族も気づいているけれども、ご本人が医療にかかるというのはハードルがものすごく高いんですね。そういうところがあらわれてもきますので、早期発見されても早期対応ができないというところの医療連携というのは、これからもう少し考えていかなければなかなか難しいかなと思ひまして、お聞きした次第です。

私が知っている地域では、「私が病気だから一緒についてきて」と言って家族とともに本人を医者連れ出し、事前に医者や打ち合わせをした上で、家族を見るそぶりをしながら実は本人を診察する、といった一芝居を打つわけですが、何かものすごく素朴な例ですが、医療とちゃんと結びつくというのは、本人にとってすごく難しいなと思ひます。

(仁科委員)

委員の先生方のおっしゃっていた認知症初期のかかわりで申し上げますと、私は薬局に勤めていますが、ご本人は生活の上では平常なんです。お一人住まいで、薬を飲む段階でわからないんです。そこだけが認知症というのか。病気があるのでお薬を飲まないといけないという状況が出ているので、薬局として、その人を心配してケアマネジャーにお願いしたら、住所に関して、この人はうちの範囲でないのでだめって言われて、それでどこへ持っていったらいいのかわからな

いので、知り合いのケアマネジャーにお願いして、とにかく病院を調べて薬を飲ませるように働きかけてほしいということで、やっとある病院とつながれて、その人に薬を飲ませることができたんです。何でそう言われるのかわからないというような状況で、こういう認知症の初期の相談窓口があるとは聞いたんですけども、どこにあるのか一般的に皆さんわかっていないと思うんです。それがどこにあるのか教えていただきたいのと、この地域の人はずちと違いますからとか、個人情報だから何もできませんと言われるようなことではこれから困るなど思っているのです、言わせていただきました。

(藤井委員長)

家族がいる場合、初期集中支援チームが充実していれば良いが、ひとり暮らしの人で認知症になる人もいるため、周りが気づいた際に、包括に連絡すれば良いとは思いますがこれについての意見はありますか。

(事務局 芝田)

芦屋市では、地域包括支援センターを認知症相談センターとして位置付けており、初期だけでなく若年性認知症の人も対応していただいています。

(藤井委員長)

周知の仕方について気楽につなげることができるような、工夫が必要だと言うことですね。これは、民生委員へ相談する等の多様なルートやネットワークが必要ということでしょう。

(半田委員)

4 ページの施策内容のところで、「地域見守りネット事業から円滑に各連絡窓口」という記載がありますが、進捗状況を読みますと、増加に努めたとあります。しかし、参加する人が増えれば良い、ということが目的ではないと思うのですが、成果はどのようになっていますか。

(事務局 井村)

「地域見守りネット」につきましても、登録事業所は当初の目標を達成したものの、相談件数が少ないことを課題と認識しており、ネットワークの活用については事務局である社会福祉協議会とも協議を行うなど検討しているところです。

(藤井委員長)

協力者への気づきに関する研修等は行っているのでしょうか。

(事務局 井村)

現在は実施できておりません。例えば支援者につながった事例の紹介を何かで周知することや研修会の開催等の方法を検討していきたいと考えています。

(半田委員)

例えばですが、美容院に行った際に、日にちや時間を間違えている人を見かけても安易にその人の情報を事業所に聞くわけにはいきませんが、きちんとネットワークが構築されればそういった人を支援者につなげることもできるので、少々惜しいと思います。

(藤井委員長)

そういう裏の現状が、そこが増えてもつながらないという、ここをどうするかという課題として承りました。

それでは、時間の関係もごさいますので、基本目標2について事務局の方から説明をお願いします。

(事務局 井村)

基本目標2「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」について説明

(藤井委員長)

それでは、ご質問、ご意見等お願いします。なければ、一つだけ私の方から、先ほど、老人福祉会館の利用が増えないとありましたが、その要因を挙げてから課題を言うていただくと委員として意見もしやすいです。この場合だと、老人福祉会館でどういう要因があって利用が増えないのか、分析されていますか。

(事務局 井村)

要因としては、老人福祉会館の利用が主に「公衆浴場の利用」と「囲碁の利用」であり、利用者が固定化しているから新規の方の利用が伸びていないと推測しています。老人福祉会館には畳を敷いている大広間があり、現在はそこで「さわやか教室」等を開催していますが、そのような事業が実施されていない日の大広間の活用について検討が必要だと考えています。

(藤井委員長)

何かご質問とかございますか。この目標2はご説明とおりのことよろしいでしょうか。男性がなかなか集まる場がないので、囲碁と入浴もなかなか、もしかしたら効果があるかもしれませんね。

次に基本目標3について、ご説明いただきたいと思います。

(事務局 松本)

基本目標3「総合的な介護予防の推進」について説明

(藤井委員長)

どこからでも結構です。ご質問とかご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(上住委員)

A4の7ページの介護予防事業の実績について、平成29年度と30年度の上半期を比較すると、春日町の集会所や保健センターの実績が大きく伸びていますが、何か理由があるのですか。

(事務局 芝田)

今年度より、介護予防事業担当者を各地域包括支援センターに1名ずつ配置させていただき、周知に力を入れていることと、自主グループの立ち上げができていることが、実績が伸びている理由と考えております。

(上住委員)

偏って増加している場所もあることから、急な増加は何か理由があるので、そこを分析していただいて、全体を増加できるようなものに活用していただければありがたいと思います。

(加納委員)

高齢者の居場所づくりについて、社会福祉協議会では、介護予防の一環として生きがいデイサービスを実施していますが、その他にも小学校・中学校におけるボランティアの研修や福祉教育に助成等を行っています。例えば学校からアイマスクの研修や車いすの研修、認知症の研修について実施しており、そういったこの計画の数字には挙がっていないものも地域の力としてあります。

(藤井委員長)

先ほどの意見は、要するに地域参加が豊かでないと進まないというところにも光を当てて、施策としても官民協働についても評価をするべきだ、というご意見として承りたいと思います。

では、基本目標4にいきたいと思います。事務局の方から、説明をお願いします。

(事務局 松本)

基本目標4「介護サービスの充実による安心基盤づくり」について説明
(藤井委員長)

それでは、ご質問、ご意見、お願いいたします。

(玉木委員)

Aの「情報提供、広聴の充実」というところで、進捗状況の②のところに、運営推進会議で把握した利用者云々ってありますけれども、私の母が入所しているところの運営推進会議も市の職員の方が参加して下さいます。そこで家族の希望としては、後日でもその場でもいいんですけれども、家族の気持ちを酌み取るとか、その事業所の何か欠けているところがあったら見つけて、聞き取った上で、指摘をしたり、改善を要求したりして下さいという立場で来ていただきたいと思っています。しかしながら、やはり事業所に遠慮してというか、すごく穏やかに、聞くだけ聞いて帰ります、というような雰囲気はどうしても感じてしまいます。どんな立場でいらしているのかなと、いつも家族としては思っているんですが教えていただけますか。

(藤井委員長)

ご質問ですので、どうぞ。

(事務局 松本)

こちらの目指す姿としては、事業所の方から、委員も出席していただいているのでおわかりだと思えるんですけれども、その運営について、スタッフの数がどうであるとか、要介護度のばらつき、事故の状況等の報告があります。そうした運営状況を隠すことなく、適切に利用者にも返していただいて、また利用者からの意見があれば、それを運営に役立てて、というのが本来の目的であると考えております。もちろん、例えばそこで市の方に提出がなかった事故の存在が判明したりしましたら、その場で指摘しないこともございますが、追って事業所に事故対応について等担当から説明を求めます。また、運営推進会議の内容については、先ほど監査指導課と連携していくと申し上げておりました実施指導の際にも、指導に役立てたりさせていただいております。

ですので、また出席されるご家族の方から、事業所の方でこういった発言があったけれども、市はどのような対応をしているのかとお聞きいただければ、なかなか各事業所にどういった指導をしたという詳細までは市からは公表していない部分もありますが、その内容について放置しておくということは絶対にございませ

ん。

(玉木委員)

わかりました。市の方に来ていただいて、それなりの緊張感を持って事業所側が開催しているのですでしたら、それはそれでありがたいと思います。ありがとうございます。

(藤井委員長)

よろしいでしょうか。これは確認ですけれども、運営推進会議って何を目的にされていますか。

(事務局 松本)

先ほども申し上げたとおり、各事業所の取組等について、利用者、また利用者の家族、そして地域の方等で、広く把握していくこと。そして、地域との連携を含めたその運営について、ご要望等いただけたらと思います。事業所としても、地域と連携するきっかけにしたいということをおっしゃって下さっています。

また、小規模多機能型居宅介護というサービスでは、その運営推進会議を外部評価の一つとさせていただいております。

(藤井委員長)

もともと、この運営推進会議の成り立ちが地域密着型サービスということで、運営を事業者任せにせず、地域参加のもとでやっていく、その延長線上に利用者が地域と結びつく。そういうところから、その中で小規模型の閉鎖的なところも自然と解消される。要は、監査的とかそういうものよりも運営に参加していくということなので、何か行政がそこでチェックをするとか、私はそういうものでもないような気がして、非常に今後、地域と結びつく上で運営推進会議をどういうふうに捉えてやっていくか。もう少し言うと、お固い会議よりも、わいわいがやがやとやりながら地域のニーズもそこに持ち込んだり、利用者のニーズを持ち込んだりしながら話し合うというのが運営推進会議のもう一方のあり方で、逆に施設運営者はそれができない、ノウハウを持ってないというところが、むしろ地域密着型サービスにおける運営推進会議の開催の問題点だと思っています。

(加納委員)

以前は、その町なり、事業所のある地域の民生委員と自治会が入っていたんですが、運営委員は今どうなっているんですか。

(事務局 松本)

今も、全ての事業所ではないですけども、入っていただいております。各事業所の方に民生委員や自治会の参加を呼びかけていただきたいという旨はお伝えしております。高齢介護課の方で民生委員、また自治会の代表者に、こういう事業所から連絡がありますので、来ていただけますかという調整をさせていただいております。年に2回から6回程度ございますので、日程等が合わないこともあり、全事業所の全回に地域の方に出席いただいているということまではないのですが、引き続き協力はしていただいております。

(藤井委員長)

先ほどのご意見では、風通しがよくなるということがすごく重要ですね。そういうご意見として承ります。これは、それぞれの自治体のあり方もありますから、ただ、目的として、地域密着ということの意味が実現できるかどうかということだと思えます。

一応、基本目標4まで終わりましたが、後で少し全体のまとめをさせていただきますが、何か1から4までで質問し損ねたとか、今日意見を言い損ねたとか、そういうところがありましたら今お聞きしたいと思えますがいかがでしょうか。

(和田委員)

18ページの4-5のところを教えてほしいのですが、現状と課題の現状のところには、施設サービス利用者数の計画値と実績を比較すると、どの施設も実績が計画値を下回っているとなっているので、計画より実際の利用者が少ないのかなと思っているんですけども、ただ課題には、待機者の解消並びに施設の基盤整備が必要となっていて、この辺りのロジック観はどういうことなのかと疑問に思ったんですけども、教えていただけますか。

(事務局 松本)

まず現状について、利用者数の計画値と実績数を比較すると、実績数が計画値を下回っております。こちらは、計画の方には、例えば地域密着型の特養等についても整備目標を上げておりますので、整備ができた前提の利用者数を計画値として上げております。ところが、前期計画中には地域密着型の特養はじめ、整備に至らなかったサービスもございますので、実績数につきましては、当然計画値を下回っております。つまり、計画値に実績数が届いていないのは、定員に対し

利用が少なかったからではなく、そもそも整備が計画値まで至らなかったということです。よって、計画どおり整備出来なかった特養の待機者数も、依然多い状況が続いているという課題を書かせていただいております。

(藤井委員長)

その整備が遅れているという要因は何ですか。

(事務局 松本)

一つには、狭い市域で土地がないことがあると考えております。また、施設長会議等で意見聴取しますと、それにも増して介護人材の不足があるとのお声をいただいております。

やはり施設整備のためにも、今期は介護人材に力を入れていくため、補助金の整備等についても近隣市と相談しながら検討しているところです。

(藤井委員長)

深刻な状況ですね。ほかにはいかがでしょうか。

(多田委員)

コミスクから出てきているんですが、8ページにもコミュニティ・スクールの活動支援とあったり、スポーツリーダー講習会とかいうのが出ていますが、ここに出てきて、私はこれというものをしているわけではなく、コミスクというのは、幼稚園から高齢者までクラブが入っていますので、クラブの活動の中ではやっていくんですけども、その中で、やはり高齢者のクラブもだんだん歳をとってきた中で、何かあったときに困るといえるときに、今AEDがありますね。あれが学校には備えつけてあるんですけども、何かあったとき、学校の一番外側という、職員室の外側の鍵をあけなきゃ、まずAEDが取れない。だから私は、ここで発言するのがいいのかどうかわからないんですが、AEDがもっと気軽にクラブをやっているときに取り出せるように何とかならないのかなど。子どもが倒れて、先生方はまだ息をしているからと言うので、長いこと放置されていて、結局子どもが亡くなったという新聞記事を目にしました。AEDというのはとても簡単に使えて、皆さん講習も受けていらっしゃるから、どこからでも声上げてもらいたいなという気持ちがあります。

それと、私の両親はもう20年前に亡くなったのですが、院内感染って今どうなっているんでしょうか。院内感染があったときに個室に移れと言われたんです。そのときに、個室なので差額ベッド代を払って下さいと言われた時に、病院から言われてしたことなのに、どうしてそれを私たちが払うんですかと言ったら、妹は、「もうやめて、施設に帰れなくなっても困るから、お姉ちゃんには要らないことを言わないで。」って言われたんです。そういうのは今、どうなっているんでしょうか。これから私もまた、もう1人両親を抱えていますから、そうなったときに今は払わなくていいのか、それともやはり幾らか差額ベッド代を払わないといけないのでしょうか。

(藤井委員長)

ここで何かお答えをいただけますか。

(事務局 篠原)

私の方から、AEDについてお答えをさせていただきます。

AEDについては、委員ご指摘のとおり高齢者の方も増えてきますので、使用する機会も増えていくと思います。そういった中で、消防の救急課等がAEDの普及・啓発等の実施をしております。

今おっしゃっていただいたコミスクの件につきましては、個別に生涯学習課や学校教育課に確認をさせていただくようにいたします。

(仲西委員)

今は感染症法という法律のもとで、病院の都合で個室にという場合は、個室料は払う必要はないというのが基本です。病院によって、感染症法や、感染症に詳しい人がいらっしゃる場合には要求されるようなことがあるでしょうし、また、入って来られたご本人が感染症ということであれば、請求されることもあるかもしれません。

(藤井委員長)

時間ですので、私の方からまとめに入りたいと思います。

ご審議ありがとうございました。出ていた意見の範囲内だけで少し要約をさせていただきます。

一つは、最初に認知症サポーターのことが出ていました。これは、やはり認知症の理解というベースを市内につくっていくということは、子どもから大人まで非常に重要だということの一つのご質問が集中した中のことであつたと思います。多分90分という一つの単位の短いところですけど、内容について私は聞いていませんけれども、多分当事者の家族の方もご参加のことですので、この認知症理解といっても、理解の仕方ということが非常に重要です。みんな自然に老いていく一つの過程の中での理解ということに、僕自身は、普及しないと何か特別な存在だとかいうことになると、また逆の啓発になるというのが、実は福祉教育なんかはそういうことがあります。かえって差別を助長することもあるれば、正しい理解が進むということもあります。この認知症の理解というのも同じで、正しい普及をしていただいていると思いますけれども、より重要なことであるということです。

それに関連して、私の質問も、認知症初期集中チームとか、見守りネットのところでもありましたけど、発見は大分進むんだけれども、それをつなぐネットワークがまだまだ十分周知もされてないし、方法論もされてない。ここがやはり大きな課題としてあるということが、いろんないただいたご意見からわかりましたので、またご研究、ご検討していただきたいということです。

もう一つは、共生型サービスといった、障がいから高齢に移る時の課題です。良いことなんですけれども、障がいのある方が長寿になられているので、特にこの高齢者の介護対策と障がい福祉の問題が、財政的にもどんどんオーバーラップします。ただこれを適切に、ここの狭間をスムーズにしないと、制度変更ということだと非常に異質な二つの制度なので、本人に対して不利益が及んだり、併給も可能だという、いろんなちゃんとした情報を伝えながら、支援者側がしっかり連携をしていく。少し私もコメントしましたがけれども、サービスの枠組みだけではなくて、まだまだ分野別縦割りの社会福祉の実践の中では、分野が違えば支援観も全然違ったり、方向論も違うので、ここのあたりのすり合わせというのは、かなり丁寧にやっていく必要があります。またそういう取組もされているようですので、さらにここの部分は留意して進めていただきたいということです。

最後に、自治会長からもおっしゃられましたし、社会福祉協議会の会長もおっしゃいましたし、私もコメントしましたがけれども、こういう介護予防とか、生きがい参加とか、見守りとか、住民参加とか、地域参加が豊かでないところが進まない事業は、そういう評価もしていけないと、介護保険制度のような形のものではない地域参加の部分の評価をもっとクローズアップさせていくということも、こういう施策評価の中で非常に重要だと思います。特に芦屋の場合は、地域福祉を基盤にしていろんな施策が進むものですから、少しその評価もより入れていくということが、ご意見でいただいたところかなと思います。

以上が、本日の皆さんの論議のまとめにさせていただきます。

(事務局 篠原)

ありがとうございました。皆様からの貴重なご意見をいただきまして、まだこの第8次芦屋すこやか長寿プラン21は始まったばかりです。その中でできてない部分も含めお伝えさせていただいて、その上で評価と、あとこういふふうに進めていったらいいんじゃないかというご意見もたくさんいただきましたので、その部分を30、31、32の各年度の中できっちり進めていきたいと思っておりますし、また次回の評価委員会で進んだところについて、委員の皆様によいご報告ができればというふう到我々も思っております。活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、今年の7月末までが、この3年間の委員の任期になっております。次回の評価委員会は、毎年8月上旬ごろに行っておりますので、委員の皆様によるご審議は、今回が最後という形になります。3年間に6回の評価委員会を設けてきましたが、ご参加いただきまして、ご貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。あわせてお礼を申し上げます。

(藤井委員長)

今、ご挨拶いただきましたように、本日、今期最後の委員会という報告でございました。委員の皆様におかれましては、熱心なご審議、ありがとうございました。

それでは、平成30年度第2回芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会を終了いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

閉会